

事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定書

〇〇株式会社と同社従業員代表 〇〇一郎とは、事業場外労働のみなし労働時間制に関し、次のとおり協定する。

記

(対象となる休暇)

第1条 みなし労働時間制を適用する業務は、事業場外において行う次の業務とする。

- (1) 日常渉外業務、外務訪問販売業務
- (2) 出張業務

(対象となる労働者)

第2条 1日の所定勤務時間の全部又は一部について対象業務に従事する者であって、実働時間の算定が困難なもの全員とする。ただし、管理監督的地位にある者を除く。

(適用除外)

第3条 対象業務に従事する者であっても、管理者からの特別の指示により勤務すべき時間があらかじめ明確な場合又は管理者と同行する場合であって実働時間の算定が可能な場合については、本協定によるみなし労働時間制は適用しない。

(勤務時間の取扱い)

第4条 勤務時間の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第1条(1)に該当する者の業務遂行に通常必要とされる時間は、2日〇時間とする。
- (2) 第1条(2)に該当する者については当該日の所定勤務時間勤務したものとみなす。ただし、特別の指示命令又は当該業務遂行のため特別の必要により所定勤務時間を超える勤務を要すると認められる場合であって、その時間を算定し難いときは、当該日については(1)に定める時間を勤務したものとみなす。

(休日労働・深夜労働)

第5条 会社の指示または認める休日労働または深夜労働に従事した労働者に対しては、給与規程に定めるところにより割増賃金を支払う。

(欠勤・休暇等)

第6条 第2条の労働者が、欠勤、有給休暇、特別休暇その他により事業場外における労働に従事しなかった日については本協定によるみなし労働時間制は適用しない。

- 2 遅刻、早退等、明らかに業務に従事しなかった時間がある場合は、第4条のみなし労働時間から、当該時間を控除する。

(協議)

第7条 業務内容、業務処理方法、業務環境の変更その他の理由により、第4条に定める時間が実態にそぐわなくなった場合は、本協定の有効期間中であっても当事者は協定内容の改正のための協議を申し入れることができる。協議申し入れから1ヶ月以内に合意が成立しない場合は、本協定は協議申し入れから2ヶ月を経過した時点をもって終了するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は平成22年1月1日より平成22年12月31日までを有効期間とする。
ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、協定当事者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、同一内容にて本協定は更新されるものとし、以後においても同様とする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社

従業員代表

〇〇一郎

⑩

〇〇株式会社

代表取締役

〇〇太郎

⑩